

第 10 回南相馬市復興推進協議会議事概要

日 時	平成 2 9 年 6 月 6 日 (火) 8 : 5 7 ~ 9 : 2 0
場 所	南相馬市役所東庁舎 2 階 第 3 会議室
構成員	昭和運輸株式会社 株式会社福島銀行 株式会社七十七銀行 株式会社常陽銀行 福島県 原町商工会議所 南相馬市
事務局	南相馬市復興企画部企画課

次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 出席者紹介
- 4 南相馬市復興推進協議会について
- 5 事業概要説明 (昭和運輸株式会社)
- 6 協議事項
南相馬市復興推進計画 (案) について
- 7 その他
- 8 閉会

(議事概要)

あいさつ (会長)

おはようございます。

日ごろから市行政にご協力いただきありがとうございます。

昨年 7 月 1 2 日に帰還困難区域を除いて避難指示が解除され、もうすぐ 1 1 か月となる 5 月末の帰還人口は、2, 2 5 5 人で 2 2 . 9 % の皆さんが小高区を中心に帰還され、力強く復興が進んでいると認識しております。

商工会議所とも連携してイノベーションコースト構想やロボットテストフィールドの具体化に努めているところであります。

また、この 6 月 1 日には浪江町との連携協議もスタートし、両市町で復興課題に協力して取り組むことを確認したところであります。このように、南相馬市が相双地方の復興

をリードして取り組みを進めているところであります。

そのような中、昭和運輸株式会社様が、原町区雫地内に物流機能強化に向けて倉庫を新築することは、経済活動の再生及び雇用機会の創出に寄与するもので、地域経済の復興に向けて大変意義のあるものと存じます。なお、今回の倉庫新設に伴って5人の新規雇用が予定されております。

本日の協議会は、このような重要な案件を審議することになりますので、官民各位のみなさまの忌憚のないご意見をお願いいたします。

復興推進協議会の説明（事務局）

東日本大震災からの迅速な復興を支援する目的で、平成23年12月7日に東日本大震災復興特別区域法が成立しました。この通称「復興特区法」は、地域が主体となった復興を強力に支援するため、税の特例や経済的支援など、被災地からの提案を一元的かつ迅速に実現する復興特区制度を創設し、必要となる税・財政・金融上の支援を行うこととしております。

この度、昭和運輸株式会社様が物流機能強化に向け、本市原町区雫地内において整備する倉庫新築事業を、本市の経済活動及び雇用状況を震災前の状態にまで再生・回復させることに大きく寄与する事業と位置づけ、事業に必用な資金を貸し付ける金融機関様が、復興特区法の規定に基づく利子補給金の支給を受けるための復興推進計画を本市が策定するものであります。

復興推進計画申請にあたっては、復興特区法に基づく「復興推進協議会」において、申請する復興推進計画について協議しなければならないと規定されております。

なお、協議会の構成員は計画を策定する南相馬市、関係地方公共団体である福島県、市内商工業と密接な関係にある原町商工会議所、事業実施主体の昭和運輸株式会社、利子補給金の支給を受ける予定の株式会社福島銀行、株式会社七十七銀行、株式会社常陽銀行となっており、本日、協議会開催のためにお集まりいただいたところであります。

事業概要説明（昭和運輸株式会社）

今回の事業は、市内企業の原料保管を目的とした物流倉庫を建設するものである。

特に、新しい設備を導入した丸三製紙株式会社は、月間5,000トン～7,000トン、年間70,000トンの段ボール原紙を製造している。段ボール原紙の増産に伴い安定した原料確保を求められているが、東北地方を中心に原料を調達している関係で冬場の原料確保に苦慮している。冬場には北関東からも原料を調達し、冬場対策をとっているが調達の中心が東北地方のためどうしても冬場の原料が少なくなる。このことから、原料の平準化を目指して物流倉庫を建設するものである。

なお、丸三製紙の工場内には数日分の原料がストックできるだけである。

また、市内の各種製造業の一時保管倉庫としての提供も予定している。

議事（会長）

それでは、議事に入ります。

はじめに、「南相馬市復興推進計画（案）」について、事務局から説明いたします。

南相馬市復興推進計画（案）（事務局）

本復興推進計画は、昭和運輸株式会様が原町区雫地内において計画する物流倉庫の建設資金を、金融機関が「復興特区支援貸付事業」として貸し付けることによって発生する貸付利子の一部を「復興特区支援利子補給金」として補給するために、東日本大震災復興特別区域法に定める「復興特区」の認定を受けるためのものです。

「復興特区」の認定を受けることにより、金融機関（株式会社福島銀行、株式会社七十七銀行、株式会社常陽銀行）には、国から貸付利子の一部が補給されます。

国からの利子補給によって、事業主の利子負担を軽減し物流倉庫建設の環境を整えることは、震災後6年以上経過しても震災前の状態に回復しない本市の市民生活や地域経済の活性化に大きく寄与するとともに、経済活動の再生及び雇用機会の創出を図るものとなっております。

質疑（会長）

説明のあった「南相馬市復興推進計画（案）」についてのご意見はございませんでしょうか。

出席者

質問、意見なし（全員）

会長

ご意見がないようなので、「南相馬市復興推進計画（案）」については、原案のとおり決定してよろしいですか。

出席者

異議なし（全員）

会長

南相馬市復興推進計画は、原案のとおり決定いたします。

なお、ただいま決定しました「南相馬市復興推進計画」につきましては、復興庁との協議等に伴い字句、その他で軽微な変更が必要となった場合は、その変更を会長に委任いただきます。このことにご異議ありませんでしょうか。

出席者

異議なし（全員）

会長

ありがとうございました。

以上で、復興推進協議会の審議を終了いたします。

円滑な審議にご協力いただきありがとうございました。

事務局

本協議会において、了承いただいた「南相馬市復興推進計画」は、所要の手続きを済ませた後、速やかに復興庁福島復興局へ提出いたします。

以上で、第10回南相馬市復興推進協議会を終了いたします。

以上